

第五種共同漁業権遊漁規則

内共第47号

令和6年1月1日施行

石徹白漁業協同組合

石徹白漁業協同組合内共第47号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、石徹白漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第47号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、やまめ、いわな、あじめどじょうをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭又はオンラインシステムによりしなければならない。

3 前項に規定するオンラインシステムによるものは、当組合において公表する使用開始日からとする。

4 組合は、第一項の規定による申請があったときは、第14条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

5 遊漁者は、直ちに、第9条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(キャッチアンドリリース区間の設置)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間において、採捕した魚を所持し、又は販売を行うことはできず、採捕した場で再放流しなければならない。

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
やまめ、いわな	郡上市白鳥町石徹白の前川のうち石徹白川本流との合流点より上流峠川との合流点まで及び峠川のうち前川との合流点から一の瀬堰堤までの合わせて3.2キロメートルの区域	組合が定めて公表する日から9月30日まで

2 前項の公表については、組合の掲示板等に掲示するほか、組合のウェブサイトにて行うものとする。

(漁具・漁法の制限)

第4条 遊漁における漁具、漁法は、手釣り、竿釣りに限るものとする。

- 2 前条第1項表イ区域の区間（以下「キャッチアンドリリース区間」と呼ぶ。）においては、疑似餌による釣り以外の漁具、漁法により遊漁をしてはならない。なお、疑似餌による釣りとは、人工的に作られたルアー（ゴムやプラスチックなどの人工的な素材のワーム、ツイスター等を除く）及び毛ばりを使った釣り（ルアーフィッシング、フライフィッシング、テンカラ釣り）を指す。
- 3 前項の場合における釣り針は、必ずバーブレスフック（返しの無いもの。返しのあるものは返しをペンチ等でつぶしバーブレスの状態にしたもの）を使用すること。また、釣り針は釣法を問わず1本とし、ダブルフック、トリプルフック及びフライフィッシングにおけるドロップパーの使用は禁止する。
- 4 キャッチアンドリリース区間においては、魚籠類の携行は鮎用の引き舟も含めこれを禁止する。
- 5 キャッチアンドリリース区間においては、釣り人は入渓点から上流方向への一方通行とし下流方向への釣り下りは禁止とする。
- 6 あゆの遊漁における擬餌針の使用については、以下のイ) からハ) までを順守すること。
 - イ) あゆを釣るための擬餌針を使用できる区間は、石徹白川本流の石徹白橋より下流で、石徹白漁業協同組合の管理する漁場の最下流端（岐阜県と福井県の県境）までの石徹白川本流とする。
 - ロ) あゆの遊漁における擬餌針を使用できる期間は、次条に定めるあゆの遊漁期間にかかわらず、5月11日以降組合が定めて公表する日から9月30日までとする。
 - ハ) あゆを釣るための擬餌針は人工的に作られたミノー（プラグ）タイプのルアー（鮎ルアー）とする。
- ニ) あゆを釣るための疑似餌は、リール等を使用し遠投して釣ることができる。ただし、イ) で定めた区間内を超えて投入することはできない。あゆがかかった場合に、かかったあゆの抵抗によりやむを得ず区間を逸脱した場合にも速やかに区間内でランディングできるように努める。

(遊漁期間)

第5条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
あゆ	5月11日以降で組合が定めて公表する日から11月30日まで
やまめ、いわな	2月1日以降で組合が定めて公表する日から9月30日まで
あじめどじょう	7月1日以降で組合が定めて公表する日から9月30日まで

2 前項の公表については、第3条第2項と同様の方法によるものとする。

(禁止区域)

第6条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げるア欄の区域内においては、それぞれイ欄に掲げる期間中は、ウの魚種を対象として遊漁をしてはならない。

ア 区 域	イ 期 間	ウ 魚 種
① ワサビツ川のうち石徹白川本流との合流点上流約100mにある最初の堰堤から保川との合流点までの区域 ② 石徹白川本流大滝より上流の本川及び支派川の区域 ③ 石徹白川本流の大進橋下流端から第一堰堤までの本川及び支派川の区域 ④ 峠川のうち前川との合流点から一の瀬堰堤までの支派川の区域	1月1日から12月31日まで	全魚種
① 石徹白川本流第一堰堤から第二堰堤までの区域 ② 石徹白川本流「ヒビラ淵」淵頭及び淵の開きからそれぞれ上下流500メートルの区域	1月1日から12月31日まで	あじめどじょう

(全長の制限)

第7条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
やまめ、いわな	15センチメートル

(尾数の制限)

第8条 次の表の左欄に掲げる魚種は、合わせて1人1日当たり右欄に掲げる尾数を超えて保持してはならない。

魚 種	尾 数
やまめ、いわな	10尾

2 キャッチアンドリリース区間においては、魚種を問わず遊漁者1人が採捕し再放流した魚の尾数の上限を10尾までとする。採捕し再放流した魚が10尾に達した時点で、当該遊漁者は同区間においてその日の釣りを終了しなければならない。

(遊漁料の額及び納付方法)

第9条 遊漁料の額は、次表のとおりとする。ただし、遊漁者が小学生以下のときは無料、女性、中学校高等学校生徒及び障害者手帳を有する者のときは、1日の場合は500円を減じ、1年の場合は2分の1に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、1,000円を加算した額とする。

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料
あゆ、やまめ、いわな、あじめどじょう	手釣・竿釣	1日1,500円、1年5,000円

2 遊漁料は、組合が指定する遊漁証取扱所又はオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、日釣りによる遊漁の場合は当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

3 前項に規定する遊漁証取扱所については、第3条第2項と同様の方法によるものとし、遊漁証取扱所には「石徹白川遊漁証取扱所」を標示するものとする。

(遊漁承認証に関する事項)

第10条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(オンラインシステムにより発行されるものを含む。)を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種

- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

2 前項(1)に規定する事項は、日釣遊漁承認証においてこれを省略することができる。

3 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

4 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第11条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、次の表に掲げる区域内における川底をかくはんしてはならない。

区 域
① 石徹白川本流の第一堰堤下流右岸に設けた人工産卵河川の全区域
② 峠川のうち前川との合流点から一の瀬堰堤までの支派川の区域
③ 石徹白川本流の大進橋下流端から第一堰堤までの本川及び支派川の区域
④ 石徹白川本流の第一堰堤から第二堰堤までの区域
⑤ 石徹白川本流「ヒビラ淵」淵頭及び淵の開きからそれぞれ上下流500メートルの区域

5 遊漁者は、組合が漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第 13 条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第 14 条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

付則

この規則は令和6年1月1日から施行する。